

介護保険負担限度額認定証について

施設サービス（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院）や短期入所サービスを利用したとき、一定の所得要件を満たしている方を対象に、食費と居住費を軽減します。

① 所得要件について

- ・ **世帯全員及び、配偶者（世帯分離している場合及び内縁関係にある場合も含む）が住民税非課税**であること

② 資産要件について

- ・ 世帯構成に関わらず、**本人及び配偶者の預貯金等（※）が、段階ごとに単身の場合、夫婦の場合それぞれ要件があります。**

※資産要件は下記の表を確認し、該当する預貯金等は裏面を参考にしてください。

◎ 上記①、②を確認していただき、要件に該当する場合は、介護保険負担限度額認定申請書に、**通帳等の写し（最終記帳日が申請日から直近2か月以内のもの）と同意書**を添付のうえ、提出してください。

◎ 疑義がある場合を除き、申告に基づいて審査・決定しますが、適切な申告を担保するために、審査決定後においても、配偶者の有無やその課税状況、金融機関への資産調査を適宜実施します。

（参考）利用者負担段階と負担限度額

利用者 負担段階	対 象 者		資産要件	負 担 限 度 額 （ 日 額 ）				
				部 屋 代		食費		
第1段階	・ 世帯全員及び配偶者が住民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方 ・ 生活保護等を受給されている方		単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	多床室		0円	300円	
				従来型個室	(特養等)	320円		
					(老健・療養等)	490円		
				ユニット型個室の多床室		490円		300円
				ユニット型個室		820円		
第2段階	世帯全員及び配偶者が住民税非課税	課税年金収入額、非課税年金収入額、その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	多床室		370円	特養等 390円 短期入所 600円	
				従来型個室	(特養等)	420円		
					(老健・療養等)	490円		
				ユニット型個室の多床室		490円		300円
				ユニット型個室		820円		
第3段階①	世帯全員及び配偶者が住民税非課税	課税年金収入額、非課税年金収入額、その他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	多床室		370円	特養等 650円 短期入所 1,000円	
				従来型個室	(特養等)	820円		
					(老健・療養等)	1,310円		
				ユニット型個室の多床室		1,310円		300円
				ユニット型個室		1,310円		
第3段階②	世帯全員及び配偶者が住民税非課税	課税年金収入額、非課税年金収入額、その他の合計所得金額の合計が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	多床室		370円	特養等 1,360円 短期入所 1,300円	
				従来型個室	(特養等)	820円		
					(老健・療養等)	1,310円		
				ユニット型個室の多床室		1,310円		300円
				ユニット型個室		1,310円		
第4段階	上記以外の方			負担限度額なし				

提出について（郵送可）

■ 提出書類 介護保険負担限度額認定申請書、同意書、通帳等の写し

注意事項：通帳等の写しは、通帳の表紙の裏面（金融機関・口座番号・名義等が記載されているページ）、最終の記帳ページ（最終残高を含む直近2か月以内の明細が印字されているページ）

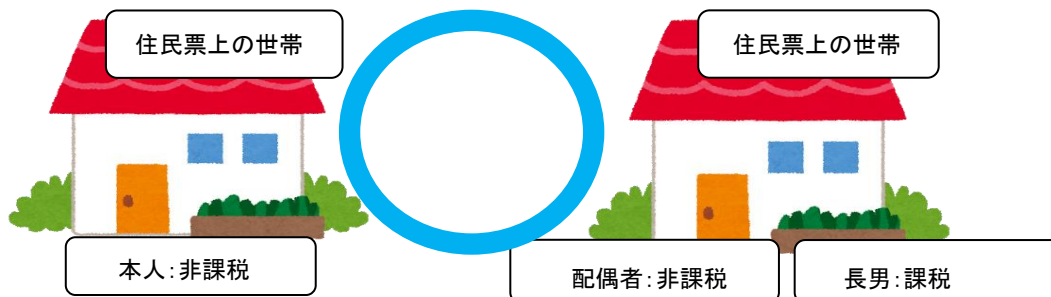
■ 提出先 伊勢原市役所 介護高齢課（1階⑤番窓口）



[所得・資産要件の判断の例]

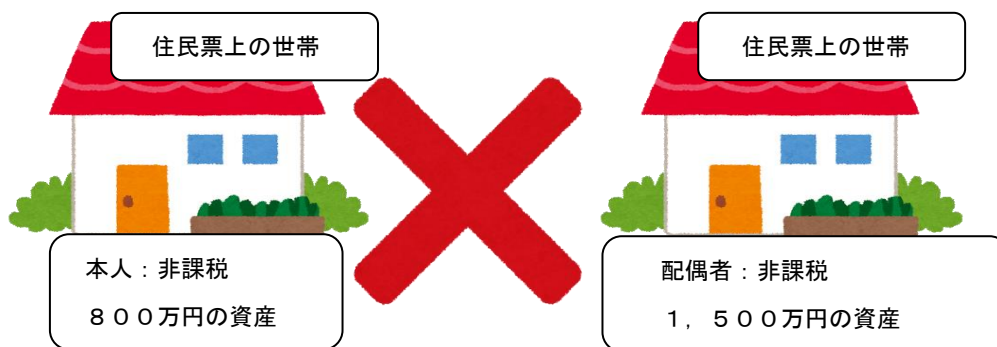
負担限度額が認定となるケース

①本人は非課税、別世帯にいる配偶者は非課税だが長男は課税のケース



× 負担限度額が認定とならないケース

①本人は非課税で800万円の資産を所有、別世帯にいる配偶者は非課税で1,500万円の資産を持っている



[資産要件の対象となる資産の例]

＜資産項目＞	＜審査＞	＜提出物＞
預貯金（普通・定期）	対象	通帳の写し（口座番号等が分かるページ、最終残高を含む2か月以内の明細）
有価証券（株式・国債・地方債等）	対象	証券会社や銀行の口座残高の写し
金銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	対象	購入先の銀行等の口座残高の写し
投資信託	対象	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
タンス預金（現金）	対象	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）	対象	借用証書
生命保険	対象外	—
自動車	対象外	—
貴金属（腕時計・宝石など、時価評価額が困難なもの）	対象外	—
その他高価な価値のあるもの（絵画・骨董品・家財など）	対象外	—

※ 注意 負担限度額認定証の有効期限は毎年7月31日までです。引き続き利用される場合は更新の手続きが必要です。